

広島市告示第247号
令和8年4月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般社団法人アライバルポイント	訪問介護事業所will×will	広島市中区舟入町5番9号 S・K舟入101号室	令和8年4月30日	訪問介護
株式会社M's familia	訪問介護ファミリア	広島市南区段原南一丁目1 8番16号	令和8年4月30日	訪問介護
有限会社あすなる	あすなる介護センター	広島市西区三篠町三丁目1 番1号	令和8年4月30日	訪問介護
株式会社NIKORATEC	ファミリーナース広島	広島市安芸区船越南2丁目 20-18 昌明ビル1階	令和8年4月30日	訪問看護及び介護予防訪問 看護
有限会社カインド	有限会社カインド	広島市西区井口台四丁目6 番40号	令和8年4月30日	福祉用具貸与及び介護予防 福祉用具貸与
有限会社カインド	有限会社カインド	広島市西区井口台四丁目6 番40号	令和8年4月30日	特定福祉用具販売及び特定 介護予防福祉用具販売